

令和2年4月18日

保護者の皆様へ

垂水市教育委員会

「緊急事態宣言」全国拡大に伴う垂水市内小・中学校の一斉臨時休業等の対応について

政府が、7都府県に出していた「緊急事態宣言」について、4月16日に全国の都道府県に拡大し、昨日の県知事による臨時休業実施の要請を受け、本市においても、学校保健安全法に基づく一斉臨時休業等を下記のとおり実施することにしましたので、より一層の危機感、緊張感を持ったご対応をよろしくお願いいたします。

記

1 垂水市教育委員会の基本的な考え方

全国に「緊急事態宣言」が発令された意味を重視し、児童生徒の生命と健康を守ることを第一に考える県知事や市長からの要請を受け、本市においては、4月22日（水）から5月6日（水・祝）まで一斉臨時休業とします。

なお、この期間中、4月30日（木）を臨時登校日にします。

2 一斉臨時休業における留意点

(1) 保健管理について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業措置であるという趣旨を踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
- 石けん等を用いた正しい手洗いやうがい、マスク着用の咳エチケットを徹底してください。
- 自宅においても、現在行っている毎朝の検温や風邪症状等の確認を続け、発熱等の状況の変化がある場合には、学校へお知らせください。

(2) 学習指導上の対応について

- 一斉臨時休業期間中の児童生徒の学習については、4月21日（火）までに学校から提示されます。家庭での学習を基本として準備しますので、学習の見届けをお願いします。
- 4月30日（木）の臨時登校日には、健康状況や学習状況の把握、家庭学習の指導等を行います。

(3) 生活指導上の対応について

- 抵抗力を高めるために、十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事、早寝早起き等、一斉臨時休業期間中も規則正しい生活を心がけるようお願いします。
- 長時間自宅で過ごすことによるストレス、その他の悩み等がございましたら、学校にご相談ください。状況により、市スクールカウンセラーや市スクールソーシャルワーカーの派遣等を検討します。
- 必要に応じて、家庭訪問や電話連絡等を密に行い、適切な支援を行います。

3 一斉臨時休業期間中の子どもの居場所確保について

- 放課後児童クラブでの受け入れを行います（市福祉課との連携）。
- 前回同様、やむを得ない事情のある児童生徒については、学校受け入れを行いますので、学校にご相談ください。
- 学校では、自校の児童生徒の運動機会確保のための校庭の開放を行います（開放日や方法の検討の上、各学校から連絡します。）。

4 一斉臨時休業期間中の部活動・スポーツ少年団・金管バンド等の活動

- 4月22日（水）以降、臨時休業期間中は部活動等のすべての活動を休止します。

【お知らせ】

垂水市では、新型コロナウイルスの集団感染防止を徹底するため、市内の乳幼児から中学生まで、一人2枚の布製マスクを配布することにしており、現在、市内の業者（株式会社理喜様）で制作してもらっております。

布製ですので、洗うことで衛生的に何度も使用可能なものです。

そこで、全小・中学校については、4月30日（木）の臨時登校日に配布予定ですので、日常生活や学校再開後の感染防止対策等にお役立てください。

臨時休業期間の子どもの居場所確保について

児童生徒が学校での児童生徒の受け入れや校庭開放の利用の際には、必ず職員室等に「体温等チェック表」を届けて利用してください。

（発熱等の風邪症状がある場合は、利用できません。）

もし忘れた場合は、職員室でそのことを申し出、職員室等で体温等をチェック後、問題がなければ、利用を許可します。

（学校再開後もこの方法を、そのまま継続します。）

もし、発熱等の風邪症状等がある場合には、すぐに別室に移動し、保護者に連絡の上、自宅で待機することとなります。

なお、この対応は、放課後児童クラブでも同様とします。放課後児童クラブにおいても、体温等チェック表を毎回提出してください。